

事 務 連 絡
平成22年6月30日

各地方整備局営繕部等
設計担当課長 あて

大臣官房官庁営繕部
設備・環境課 課長補佐

「エレベーターの設計における耐震安全性分類」の適用について

建築基準法施行令の改正（平成21年9月28日施行）を受け、平成21年2月に制定された建築設備設計基準（平成21年版）（以下「設計基準」という。）第6編第1章エレベーター第8節耐震措置の耐震安全性の分類については、当面の間、下記により適用されたい。

記

エレベーターの設計における設計基準 第6編第1章エレベーター第8節耐震措置（設計資料）についての耐震安全性の分類については、次による。

エレベーターの耐震安全性の分類については、甲類をS09、乙類をA09とする。

担当 設備・環境課 課長補佐 丸田 03(5253)8111 (内23752)
(E-mail) maruta-s2cw@mlit.go.jp
機械基準係長 塚田 03(5253)8111 (内23746)
(E-mail) tsukada-s8310@mlit.go.jp